

申請時本人確認方式による個人番号カード一括申請受付実施要領

2019.4 塩尻市民生活事業部市民課

1 目的

市職員が市内の事業所に出張し、従業員の本人確認及び個人番号カードの交付に係る申請を一括して受け付けることについて、必要な事項を定めるもの。

2 申込みできる団体

- (1) 塩尻市内に事業所を置く企業
- (2) 塩尻市内の地域団体（自治会、婦人会、地域協議会等）

3 申し込みにあたっての条件

- (1) 対象団体からの申込みであること。
- (2) 申込者が次の点について承諾すること。
 - ア 申込団体の従業員、構成員等による申請者が、概ね5人以上見込まれること。
 - イ 申込者が、机・椅子等の備品の準備と片付けができること。
 - ウ 申込団体内での周知・広報を自身で行うこと。特に下記の点を知らせることができること。（チラシは塩尻市で用意）
 - (ア) 実施日時、会場
 - (イ) 持参する書類
 - (ウ) 5に定める、申請が可能な方の条件

4 一括申請受付時間

火曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）の午前10時～午後4時（午前・午後の単位で、申請人数の見込みに応じて1団体約2時間程度を予定）

5 個人番号カードの交付申請が可能な方

次のすべての条件を満たす者であること

- (1) 申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。（塩尻市外住民も可）
- (2) 現在、個人番号カードの交付申請をしていないこと。
- (3) 地方公共団体情報システム機構から送付（住所・氏名等変更があった方は市役所市民課窓口で手渡し）された個人番号カード交付申請書を持参できること。（写真は市民課担当者が撮影。）
- (4) 本人確認書類及びそのコピー等、塩尻市が次に定める書類を持参し提出できること。
 - ア 個人番号カード交付申請書
 - イ 暗証番号設定依頼書
 - ウ 通知カード
 - エ 本人確認書類の写し
 - オ 住民基本台帳カード（交付されている方）

6 申込方法と実施手順

- (1) 塩尻市ホームページに掲載する申込書で、直接市役所市民課窓口または FAX で提出。
※電話申し込みは不可
- (2) 申込団体に市から実施の可否・日程調整等の連絡をする
- (3) 個人番号カードの受取りは、企業での受け渡し又は本人限定受取郵便とする

7 本人確認書類

「Aから1点」または「Bから2点」又は「BとCから各1点以上」

- A 官公署から発行された顔写真付きの書類
運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カード、
特別永住者証明書 等
- B 官公署から発行された顔写真のない書類
健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、国民年金証書 等
- C その他氏名が確認できる書類
顔写真付きの社員証、病院の診察券、金融機関の通帳、キャッシュカード 等

※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則
第1条第2項の規定に基づく（交付時の確認書類に準ずる）